

斜里町公告第 2 3 号

公 告

このたび斜里町の一部を受益地域とする土地改良（以久科豊倉地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号。以下「法」という。）第 8 5 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 8 5 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 8 5 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 8 年 9 月 9 日

申請人 斜里町字以久科北40番地 新藤 広範
斜里町字朱円西15番地 山田 武志
斜里町字豊倉90番地7 深瀬 亘

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

（2）縦覧期間

令和 8 年 9 月 9 日から令和 8 年 9 月 2 9 日まで

（3）縦覧場所

斜里町役場の掲示場及び斜里町のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先について

電子メール

sh.noukai@town.shari.hokkaido.jp

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 9 月 2 9 日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

- ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ウ 電話での意見はお受けできません。

このたび、以久科豊倉地区道営土地改良事業（区画整理）の施行を申請することにあたり、申請人から、当町のウェブサイトにおいて土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定に基づく公告の内容を公衆の閲覧に供し、当該事業の計画の概要について縦覧に供するよう依頼があったことから、令和8年9月9日から令和8年9月29日まで以下のとおり掲載します。

令和8年9月9日付け公告の内容（96.7KB）

土地改良事業計画概要書（128.9KB）

土地改良事業計画概要図（410.8KB）